

# 年金相談 Q&A

「厚生年金保険の資格を喪失した場合の手続き」と「年金の支給停止が解除される時期」を教えてください！

注：当共済組合の組合員資格を喪失した方の年金の支給停止解除の時期については、5ページ上段をご覧ください。

**Q** 公立学校を定年退職後に民間会社に勤め、年金額のうち一部が支給停止（在職停止）されていましたが、今年の3月31日に会社を退職し、無職になりました。今年の4・5月分（6月定期支給期）からの年金は支給停止がなくなり、全額が支給されると聞きましたが、私が公立学校共済組合へ提出する書類はありますか？  
また、年金の支給停止が解除され、全額支給されるのはいつ頃になりますか？

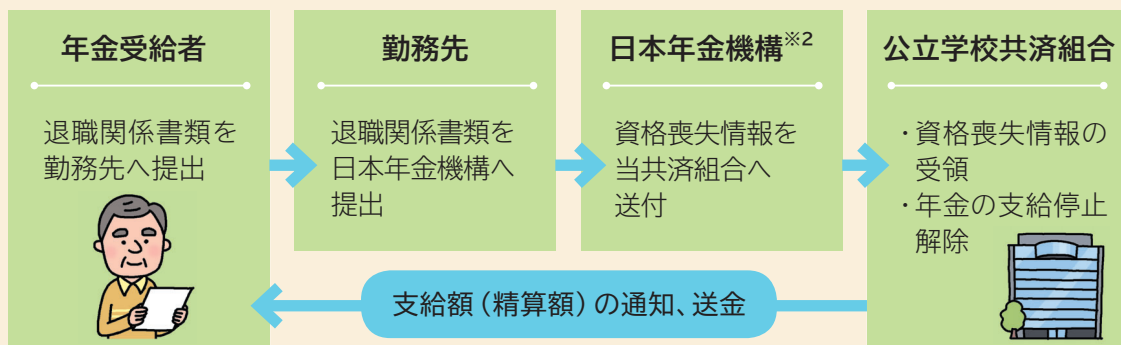
**A** ご本人から当共済組合へ直接提出していただく書類はありません。  
勤務先の民間会社に退職関係書類を提出することにより、勤務先の民間会社から日本年金機構（民間会社等で加入する厚生年金保険の実施機関）へ退職関係書類が提出されます。その後、日本年金機構から当共済組合へ資格喪失情報が送付されます。当共済組合では資格喪失情報を受けて、年金の支給停止解除の手続きを行います。

なお、資格喪失情報が当共済組合へ提供されるまでに時間がかかりますので、支給停止解除の手続きには時間を要します。

そのため、3月末に退職された方であっても、6月定期支給期には在職による支給停止が解除されていない状態になります。今年度につきましては、10月定期支給期を目途に<sup>※1</sup>支給停止を解除し、退職した翌月分にさかのぼって精算した額を送金するよう、手続きを進めますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

※1 今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当共済組合を含む各実施機関で勤務体制の縮小等の対応を取っており、当共済組合に情報が提供され、支給停止の解除を行う手続きに例年よりも時間を要する見込みです。皆さまにはご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願いします。

## 支給停止解除までの流れ



※2 日本私立学校振興・共済事業団へ加入されていた場合も同様の流れとなります。